

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年10月号 | No. 10/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

ウルグアイが PCT に加盟

新 PCT 締約国ウルグアイ (国コード: UY)

2024年10月7日に、ウルグアイは特許協力条約 (PCT) の加入書を寄託し、これにより当該国は 158 番目の PCT 締約国となりました。当該国は 2025年1月7日から PCT に拘束されます。

その結果、2025年1月7日以降に提出される国際出願は、自動的にウルグアイの指定を含むことになり、海外の発明者や企業が PCT 制度を利用して当該国で発明の特許保護を求めることができるようになります。また、当該国が寄託した加入書には、PCT 第 II 章には拘束されない旨の留保が含まれているため、2025年1月7日以降に提出される国際出願に関する国際予備審査請求において、当該国が自動的に選択されることはありません。

さらに、ウルグアイの国民及び居住者は、2025年1月7日から、PCT 締約国において特許保護を求める手段として、PCT に基づく国際出願を行う資格を有することになります。

当該国の PCT 加盟に関する詳細は、WIPO ウェブサイトに公表されています。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2024/news_0027.html

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーやその他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダー (英語版) をご参照下さい。



PCT 受理官庁及び指定官庁としてのウルグアイの役割に関する情報は、近く PCT 出願人の手引に掲載予定です。

国際機関会合

第 31 回 PCT 国際機関会合（「会合」）が 2024 年 10 月 16 日と 17 日に中国の北京で開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=84116

本会合にて議論されたトピックは、以下のとおりです。

- 2024 年 9 月 25 日と 26 日に実施された品質サブグループのオンライン会合、及び 10 月 15 日に北京で開催された対面での同サブグループ会合の結果について。本サブグループは、具体的な議題についてより多くの意見交換ができるよう、年間を通じて協働調査と小グループ形式の議論を行い、品質管理システムに関する協力を強化することに合意しました。本サブグループはまた、発明の単一性に関する標準化された条項を原則的に承認し、WIPO ウェブサイト上の「国際調査及び予備審査ガイドライン」において、多様な実務をまとめた情報の公表に向けて作業を進めることも勧告しました。さらなる詳細は、議長による要約（文書 PCT/MIA/31/11 のアネックス II）をご参照下さい。
- 国際調査及び予備審査機関の 2027 年末以降の任期の延長について（文書 PCT/MIA/31/8）。本会合は、2025 年 2 月に開催される PCT 作業部会の次回会合に任期延長の手續に関する工程案を提出することに合意しました。その次回会合を受けて 2026 年 7 月に PCT 総会がその任期延長の承認を決定する予定です。本会合はまた、各機関が PCT 技術協力委員会に提出する任期延長の申請書の様式を PCT 作業部会に提案し、PCT 技術協力委員会がその申請書の内容に基づき任期延長について助言することにも合意しました。
- 国内官庁又は国際機関が、国際調査及び予備審査機関としての役割に関して国際事務局と締結が必要な取決めについて（文書 PCT/MIA/31/3）。本会合は、国際事務局が 2028 年から任期が延長される国際機関のための取決め（ひな型）草案を PCT 作業部会に提出することとし、2025 年 2 月の次回会合にて当作業部会が検討することに合意しました。
- 国際調査及び予備審査における関連先行技術としての書面による開示以外の開示の引用について（文書 PCT/MIA/31/2）。国際機関は、書面による開示以外の開示を含めるため関連先行技術の定義を変更（2026 年 1 月 1 日に発効予定）する目的で、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正について議論することに合意しました。
- 国際調査機関の国際調査報告と見解書の統合について（文書 PCT/MIA/31/7）。国際調査機関は、基本的に統合を実施する際に発生する高いコストのため、2 つの書式を統合することは優先事項ではない旨を表明しました。
- 見解書の改善について（文書 PCT/MIA/31/9 及び PCT/MIA/31/10）。国際機関は、第 VII 欄（「国際出願の欠陥」）と第 VIII 欄（「国際出願についての意見」）の使用について、そして第 IV 欄の内容（「発明の単一性の欠如」）を明確化する方法に関する議論を継続することに合意しました。

- 欧州特許庁と米国特許商標庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポートについて (文書 PCT/MIA/31/6)。本会合は、WIPO 標準委員会 (CWS: Committee on WIPO Standards) が、オーソリティブファイルタスクフォースの設立を承認したことをリマインドしました。当タスクフォースは、技術支援や研修を提供することで知財庁に対し WIPO 標準 ST.37 に準拠した特許オーソリティブファイルを提出するよう奨励したり、当標準に必要な修正や更新を実施します (文書 CWS/12/28 の 76 から 78 項参照)。国際機関は、2026 年 1 月 1 日から最小限資料の要件を満たす準備を行う際に、WIPO 標準 ST.37 に修正がなされる可能性のある点を考慮しつつ、当該日までに自国の特許文献を他の機関が有効な形式で利用できるようにするため可能な限りの措置を講じるよう奨励されました。
- 配列表タスクフォースのステータスレポートについて (文書 PCT/MIA/31/5)。欧州特許庁は、WIPO Sequence Validator のバージョン 3.0.0 が 2024 年 10 月 3 日にリリースされたこと、そして WIPO Sequence の新バージョンがまもなくリリースされることを報告しました。
- PCT テキストプロセッシングタスクフォースの作業報告について (文書 PCT/MIA/31/4)。

サウジ知的財産機関 (SAIP) が国際調査及び予備審査機関としての役割を開始

サウジ知的財産機関 (SAIP) は、2023 年 7 月の PCT 総会により PCT の国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定されました。当該機関は、2024 年 12 月 15 日より ISA 及び IPEA としての役割を開始する旨を国際事務局に通知しました。

ISA 及び IPEA としての当該機関に支払われる手数料については、下記の「PCT アップデート」を参照のこと。これらの役割における当該機関に関するその他の情報は、PCT 出願人の手引 附属書 D 及び E に近く掲載予定です。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

工業科学技術イノベーション省 (MISTI) 産業財産部 (DIP) (カンボジア)

工業科学技術イノベーション省 (MISTI) 産業財産部 (DIP) (カンボジア) は 2025 年 3 月 1 日から、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の取得庁として運用を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。取得庁としては、優先権書類 (PCT 国際出願、国内特許出願、国内実用新案出願、及び国内意匠出願を含む) の提出期間が 2025 年 3 月 1 日までに満了していない出願を対象に、DAS を通じて当該官庁が取得できる優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=13964

(訳者注: DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、DAS を利用することで、認証謄本を提出したり提供するように手配する代わりに、IB に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得できるよう請求することができます。このような請求を行うためのベストプラクティスは、ePCT 出願で IB に優先権文書を提供するための DAS オプションを選択するか、又は出願後に ePCT の専用「アクション」機能を利用することです。ePCT に入力されたアクセスコードが DAS アクセスコードと一致すれば、優先権書類は自動的に IB の内部処理システムに提供されます。

なお、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、必ずしも DAS 提供庁である必要はないことにご留意下さい。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating_offices/index

WIPO 手数料移転サービス

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO 手数料移転サービスに「参加庁」(“participating Office”)として参加できるようになりました。当サービスの下、PCT 手数料は、ある「徴収官庁」(“collecting Office”)から他の「受益官庁」(“beneficiary Office”)に対し国際事務局 (IB) を介し取り引きされます (詳細は文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、参加庁となる旨や参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2024 年 10 月 10 日付の公示 (PCT 公報) (168 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)

2024 年 12 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能ですが、これらの変更は日本語版にはまだ反映されていません)。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

AM: アルメニア (所在地とあて名)

HN: ホンジュラス (所在地とあて名、電子メールアドレス)

IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 12 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が、以下のとおり変更になります。

送付手数料: 118 米国ドル
 優先権書類の手数料: 59 米国ドル
 航空便の追加手数料: 12 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

JP: 日本国 (国家安全保障規定)

日本国特許庁 (JPO) は、国外官庁に対し国際出願を行う際に適用される国内法令の制限に関して IB に変更事項を通知しました。PCT 出願人の手引 附属書 B (JP) 及び以下のリンクに掲載されている表「国際出願及び国家安全保障に関する考慮事項」をご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

RO: ルーマニア (手数料)

US: 米国 (インターネットアドレス、手数料)

国際出願の調査報告、見解書又は国際予備審査報告において引用された米国特許及び特許出願公開公報の紙媒体のオンライン購入ができるインターネットアドレスが変更されました。新しいアドレスは以下のとおりです。

Internet: <https://certifiedcopycenter.uspto.gov/index.html>

(PCT 出願人の手引 附属書 B (US) が更新されました)

2024 年 12 月 1 日から、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に米国ドルで支払う国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、及び手数料表の項目 4 に表示されている適用する出願の減額の米国ドルでの換算額が変更になります。これらの変更に関する情報は、上記の「米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)」をご参照下さい。

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (フィリピン知的財産庁、日本国特許庁 (JPO)、国立産業財産機関 (ブラジル)、国立産業財産機関 (チリ)、米国特許商標庁 (USPTO))

2024 年 12 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

国立産業財産機関 (チリ)	スイスフラン、ユーロ
フィリピン知的財産庁	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
日本国特許庁 (JPO)	ユーロ
国立産業財産機関 (ブラジル)	スイスフラン、ユーロ
米国特許商標庁 (USPTO)	スイスフラン、ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、CL、JP、PH、US) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (サウジ知的財産機関 (SAIP))

サウジ知的財産機関 (SAIP) は 2024 年 12 月 15 日から、手数料表 I(b) に表示される当該機関が実施する国際調査についてサウジアラビア・リヤルで支払う額を通知しました。手数料のその他の通貨で支払う換算額については、設定され次第公表される予定です。以下の手数料の額も設定されました。

追加調査手数料	1,000 サウジアラビア・リヤル
国際調査報告にて引用された文献の写しに係る手数料、 一枚ごと	3 サウジアラビア・リヤル
異議申立手数料	400 サウジアラビア・リヤル
配列リストを提供する場合の後払手数料	100 サウジアラビア・リヤル

国際予備審査に関連する手数料 (サウジ知的財産機関 (SAIP))

サウジ知的財産機関 (SAIP) は 2024 年 12 月 15 日から、手数料表 II に表示される当該機関が実施する国際予備審査について、サウジアラビア・リヤルで支払う額を通知しました。当該手数料のその他の通貨で支払う換算額については、設定され次第公表予定です。以下の手数料の額も設定されました。

追加予備審査手数料	600 サウジアラビア・リヤル
国際予備審査報告にて引用された文献の写しに係る手数料、 一枚ごと	3 サウジアラビア・リヤル
国際出願の一件書類に含まれる文献の写しに係る手数料、 一枚ごと	3 サウジアラビア・リヤル
異議申立手数料	400 サウジアラビア・リヤル
配列リストを提供する場合の後払手数料	100 サウジアラビア・リヤル

グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2024 年版が公表されました。

<https://www.wipo.int/web-publications/global-innovation-index-2024/en/index.html>

今回の GII は、スイス、スウェーデン、米国、シンガポールと英国が世界で最もイノベーションをリードしている経済圏であり、中国、トルコ、インド、ベトナムとフィリピン¹が、過去 10 年間でランキングが急上昇した経済圏であることを明らかにしています。GII 新版の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2024/925 に公表されています。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2024/article_0013.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

¹ 全体的な GII ランキング順

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT eServices ヘルプページの FAQ (よくある質問)

PCT eServices ヘルプページに掲載されている ePCT に関する FAQ が、新しい構成の ePCT ユーザガイド FAQ に変更され、英語でご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq>

このリンクは ePCT のホームページから「Help」をクリックするとご利用いただけます。ユーザの皆様にはブックマークを新しい URL に更新されるよう推奨いたします。

検索欄はキーワードで検索でき、検索結果はタイトルにキーワードを含む記事から順に表示され、次に本文にキーワードを含むものが順に表示されます。

PCT eServices ヘルプデスクの連絡先に変更はありません。

電子メール: pct.eservices@wipo.int
電話番号: (+41-22) 338 9523

(訳者注: 日本語での ePCT 関連情報は、WIPO 日本事務所 HP のトップページ「日本語の WIPO 資料」のコーナーにも掲載されています。)

新しいウェビナー動画

ロシア語ウェビナー

以下のロシア語ウェビナー動画

- PCT System: Filing documents/requests after filing the PCT application via ePCT (2024 年 9 月 24 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

米国特許商標庁 (USPTO) にて開催予定のセミナー (リマインダ)

(訳者注: 本セミナーはすでに開催済みです) PCT ニュースレター 2024 年 9 月号にてすでにお知らせしたとおり、2024 年 10 月 28 日にアレキサンドリアの USPTO 本部にて WIPO 主催による PCT セミナーが開催予定です。

登録やセミナーの詳細は、以下のリンクからご利用いただけます。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2024/news_0028.html

本セミナーはオンサイトイベントのみとなります。PCT と ePCT についてさらに詳しく学ぶ絶好の機会をお見逃しなく!

実務アドバイス

誤って提出された国際出願の部分の補充

Q: PCT 出願をしたのですが、図面の最終版ではなく誤って下書きの図面一式を添付してしまいました。優先期間は先週満了しました。PCT 出願の図面のバージョンは、優先権出願に含まれていた図面と同じものを希望しています。この問題を解決する方法はありますか？

A: 出願人が誤って間違えた要素又は部分を PCT 出願に含めてしまった場合、PCT は「誤って提出された要素及び部分の引用による補充」(PCT 規則 20.5 の 2) と呼ばれる救済手続を規定しています。この規則により出願人は、優先権が主張された先の出願の要素又は部分を PCT 出願に含めることができます(当該規則において、要素とは明細書や請求の範囲をいい、部分とはその一部又は図面の一部又は全部をいいます)。但し、正しい要素又は部分を追加することしかできません。つまり、国際出願日を変更することなく、誤って提出された要素又は部分を国際出願から削除することはできません。

PCT 規則 4.18 に従い、PCT 願書の第 VI 欄には、要素又は部分が国際出願に含まれていないが、優先権が主張されている先の出願に完全に含まれている場合には、PCT 規則 20.6 に基づく出願人による確認の手続を条件として、その要素又は部分を当該国際出願に引用して補充することを請求できる旨の注意書きが記載されています。電子出願システムでは、各出願に対しこの注意書きが自動生成されます。

この実務アドバイスのケースにおいて、出願人が先の出願の図面を PCT 出願の部分としたいのであれば、受理官庁に対し図面を引用により補充することを確認する通知を送り、引用される図面の写しを提出する必要があります。

重要なのは、単に図面を提出するだけではなく、引用による補充を確認する旨を明示的に言及することです。出願人がその旨を明確にしなかった場合には、受理官庁は、図面は引用により補充されたものではなく、追加の図面の写しは出願を完成させる目的で提出されたものと考慮する可能性があり、その場合、国際出願日は正しい図面を受領した日に変更され、優先期間外となってしまうでしょう。

引用による補充の確認の期間は、国際出願日から 2 か月、又は受理官庁が誤りに気づき補充を求める通知を発行してから 2 か月です(PCT 規則 20.7)。受理官庁が優先権書類をまだ取得していない場合には、出願人は、提出している図面が優先権出願に含まれている図面と同一であることを受理官庁が確認できるように、先の出願の簡単な写しも提出する必要があります。

なお、優先権は、国際出願日においてすでに主張されている必要のある点にご留意下さい。言い換えると、出願後に優先権主張を追加し、引用による補充を確認する根拠とすることはできません。出願時の願書に先の出願の優先権を主張し忘れた場合には、先の出願に正しい図面が含まれていたとしても、引用による補充を請求することはできません。

引用による補充の要件が全て満たされた場合には、受理官庁は、正しい図面が引用により補充されたものであることを記して出願に追加し、誤って提出された図面であることを記したページの前に追加します。国際調査機関 (ISA) は、調査を開始する前に正しい図面を受領した場合には、誤って提出された図面は考慮しません。

誤って提出された図面は PCT 出願に残り、さらに、官庁の幾つかは、PCT 規則 20.8(b) の 2) に基づき指定官庁として不適合の通知を行っていることから(つまり、国内段階においてそれらの官庁は、提出

された図面を引用により補充されたものとして考慮しないことを意味します)、この救済手続は、全ての状況において、また全ての PCT 締約国との関係において、問題を完全には解決しない可能性があることに注意して下さい。

電子出願の過程で提出用のファイルを添付する際に起こり得る、PCT 出願の要素の間違ったバージョンを提出してしまうことを防ぐためには、あらゆる予防措置を講じる必要があります。役立つベストプラクティスとして、提出するファイルに明確に区別できる名前を付けること、そして提出前と提出直後に正しいファイルが添付され、提出されたことを確認することです。出願がなされた当日に誤りに気付いた場合には、PCT 規則 20.5 の 2(b) に基づき、国際出願日に影響を与えることなく、全ての受理官庁に対して補充を行うことが可能です。

しかしながら、誤りに気付いたのが優先期間の後であり、上述した手続を利用する方針であれば、手続の中で受け取る各様式を注意深く確認することが大変重要です。受理官庁が、例えば、提出された図面の写しが優先権出願に含まれるものと完全に同一ではないなどの理由により、引用による補充を確認するための要件を満たしていないと判断した場合には、受理官庁は、国際出願日とその図面の写しを受領した日に変更し (様式 PCT/RO/126 を使用)、出願人に対して、提出されたページを無視すること、そして国際出願日の変更を取り消すことを請求できる期間 (延長不可) を 1 か月だけ与えることとします (規則 20.5 の 2(e))。

引用による補充に関する詳細については、PCT 出願人の手引 (訳者注: 国際段階の概要) 6.024 から 6.031 項をご参照下さい。

<https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=pctip&doc-lang=en&doc-type=guide> (英語)

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/guide/gdvol1.pdf#page=56> (日本語)

PCT 規則 20.8(a)、(a の 2)、(b) 又は (b の 2) に基づく不適合の通知については、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

特に誤った要素が国際出願と共に提出された場合における引用による補充に関する詳しい情報は、PCT ニュースレター 2020 年 7-8 月号の実務アドバイスに掲載されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_7_8.pdf (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2020/newslett_2020.pdf
(日本語)